

來るやうな特別の考慮をする必要があるが、此の點に付て政府はどうか云ふ風に考へて居るか云ふ質問がありまして、之に對しまして政府は、裁判官の入選及び其の待遇に付ては特別の考慮を致して居る、裁判官の缺員の補缺に付ては將來所謂法曹の一元化となるやう努力をしたいと思つて居る、尙裁判所法案に於きましては裁判官、檢察官及び辯護士は何れも司法修習生の修習を経ることになつて、其の養成を一元化して居るのである、又簡易裁判所判事には裁判官其の他で既に高い地位に就いた者でも、尙進んで就任することが出来るやうにしたいと思つて居る、其の待遇に付ても特別の考慮を拂ふ積りであると云ふ御答辯でありました、質疑の第四點は、最高裁判所は改正憲法第八十一條に依りまして、法律、命令、規則又は處分が憲法に適合するかどうかと云ふことを決定する權限を持つて居ると云ふことになつて居るのであります、其の裁判で法令が憲法に適合しないと判斷した場合、其の法令の効力はどうかであるかと云ふ御質問でありました、それに關しましては、若し法令が憲法に違反すると云ふ裁判があつても、其の裁判の効力は直接には其の訴訟の當事者に及ぶだけであつて、法令の存在其のものは直ちに消滅するものではない、斯う云ふ解釋である、唯其の後に他の事件に付ても同様の裁判がなされるに付ては期待されることになつて居るのである、結局一度憲法違反の判斷をされた法令は、形式的に存在することに止つて居る、政府に於ては其の廢止の手續を執ることが望ましいのであると云ふ見解

であると云ふ御答でありました、質疑の第五點は、最高裁判所は改正憲法第七十七條第一項に依りまして、訴訟手續其の他の事項に關する規則の制定權を與へられて居るのであるが、之に依つて制定せられた所の規則と法律の關係はどうか云ふことになつて居るか云ふ御質問でありました、之に對しましては、政府は國民の權利義務に直接關係する事項は、勿論法律が規定するものである、其の他裁判所に於けるグラクテイスに關する事項即ち實務に關することは、最高裁判所が規則に依つて定め得るものであると云ふことは、其の限界を明確に訓すると云ふことは、實際上なか／＼困難である、事柄に依つては此の兩者が相共に交錯することゝ已むを得ないことであらうと思ふ、唯一に今後の運営に俟つの外なからう、政府としては其の運営に萬全を期したいと思ふと云ふ御答でありました、質疑の第六點は、高等裁判所は下級裁判所の職員に對して監督權を持つて居るのであるが、此の監督權は下級裁判所の裁判官の轉所、昇級をも含んで居るのかと云ふ御質問でありました、政府は之に對しまして、轉所に付ては裁判所法第四十七條の規定に、又昇給に付ては報酬に關する法律の規定に依つて、何れも最高裁判所が其の權限を有する旨の御答辯があつたのであります、最後の御質問第七と致しまして、裁判所の經費は獨立して國の豫算に計上されべきことが規定されて居るのであるが、豫算の作成に付て、是はどうか取扱はれるのかと云ふことではあります、此の問題に關しましては、裁判所法第八十三條は、裁判所の

經費が一般行政の經費とは別個に豫算に計上されなければならない旨を規定して居るのであるから、豫算の作成方法に付ては、別に財政法案に特別の規定を設けて居ると云ふ趣旨の御答辯があつたのであります、是に於て大體質疑の御紹介を申上げたのであります、是で質疑は終りまして、討論に入つたのであります、討論に入りましては、一委員から發言を求められまして、本法案には賛成ではあるが、併し自分としては若干不滿な點があるから、其の不滿の點を申上げたいと言はれたのであります、即ち第一は、最高裁判所に關するものであります、第二には、簡易裁判所に關するものであります、第一の最高裁判所に關することに付きましては、二つの事項があるものであります、一つは先程質疑の中で申上げました憲法違反の裁判を下された場合、其の裁判の既判力がどうか云ふことになるかと云ふ點であります、其の効力が横には第三者にどう云ふ影響を及ぼすのであるか、又縦には既往にどう云う風に遡つて行くのかと云ふ二つの問題が生ずる譯である、或は此のことは民事、刑事、行政に互つて訴訟法に規定が設けられると云ふことになるのがも知れないけれども、原則は矢張り最高裁判所の裁判の性質論として、此の裁判所法の中に明かにして欲しいかつた、若し法律が政府側の先程の御答のやうに生きて居ると云ふことであるのならば、後日最高裁判所が新たな判決に依つて、判例を變へると云ふことであつて、其の法律を生かすことも出来るのではないかと云ふ議論が起る處がある、是は何か後日何れ補充される

こととなることは勿論であらうと思ふが、思想的に最高裁判所の性質に關して、何等かのことが明かにされて居らぬと云ふことは、自分としては多少の不滿を感じるのであると云ふ御趣旨であります、最高裁判所に付きましての第二點は、第九條の大法院、小法院で、合議體の定足數は、最高裁判所が之を決めると云ふことになつて居ります、是は小法院では三人以上、大法院に關する規定としては、特別のものであるが、極端に申しますれば、最高裁判所が極端な規定をなし得る譯である、而もそれを救済する途はないのである、實情から申しますれば、苟も憲法の擁護者である最高裁判所が、憲法の趣旨に反するやうな規則を設けるやうなことは萬年からうとは思ふけれども、併し立法院として其の全權能を最高裁判所に委ねてしまふと云ふことは、立法院としてはどうかと思ふ、それで小法院は三人、大法院は九人と云ふ風な意味合のことを第九條にはつきりと規定することが、然るべきではないかつたのかと思ふと云ふ御趣旨であります、次に簡易裁判所に關しての御意見は、どうも簡易裁判所と云ふものは、其の簡易と云ふ名稱からして如何にも手輕な小さな、又地位からしても最も下位に在る裁判所のやうに人に思はれるやうな處がある、併し此の簡易裁判所と云ふものは、此の度の裁判所法に於て最も特色ある裁判所であつて、今迄は裁判所と申しますれば、煩雜な手續に依つて總て物事をきこちなくする傾向があつたのであるが、此の度の簡易裁判所に於ては、簡明に實情

に即した裁判が爲されることになるのであります、裁判所と云ふものが明朗化されたことになるのであります、即ち民家に親しみある裁判所が出来る譯であります、又裁判官の待遇に付ても唯下級裁判所の裁判官の待遇であつてはならないのであります、其の點を十分考へなければならぬ、さう云ふ觀點からして此の簡易裁判所に關する理念と云ふものを、何か表示して置いて欲しかつたと云ふ御趣旨の御發言があつたのであります、是にて討論を終りまして採決に入りました處、兩法案とも全員異議なく可決すべきものと決定致した次第でございます、簡單ではございますが、是で御報告を終ります

○議長(公卿徳川家正君) 別に御發言もなければ兩案の採決を致します、兩案の第二讀會を開くことに御異議ございませんか

〔異議なしと云ふ者あり〕

○議長(公卿徳川家正君) 御異議ないと認めます

○子爵西大路吉光君 直ちに兩案の第二讀會を開かれむことを希望致します

○子爵梅園篤彦君 賛成

○議長(公卿徳川家正君) 西大路子爵の動議に御異議ございませんか

〔異議なしと云ふ者あり〕

○議長(公卿徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公卿徳川家正君) 兩案の第二讀會を開きます、御異議がなければ、全部を問題に供します、兩案全部、委員長長の報告通りで御異議ございませんか

〔異議なしと云ふ者あり〕

定價 一部 七十錢

發行所

東京都新宿區市ヶ谷本村町
電話(九段五三一)圖書課
印刷局